

固定資産税 償却資産申告の手引き

1月1日（賦課期日）現在所有している事業用の償却資産について、資産が所在する市町村への申告が義務付けられています。

この『申告の手引き』にもとづき、ご申告いただきますようお願いいたします。

★申告は、**毎年1月31日（休日の場合は翌平日）**までにお願ひします。

★提出方法は、『**窓口での提出**』『**郵送**』『**電子申告**』により提出できます。

【窓口提出の場合】 小城市役所 税務課 （三日月庁舎 西館1階）

【郵送の場合】 小城市役所 税務課 資産税係 宛て（下記提出先参照）
※申告書の控えが必要な方は、申告書の写しと切手を貼った返信用封筒を必ずご同封ください。

【電子申告の場合】 エルタックスホームページ <http://www.eltax.jp/>をご確認ください。

★申告については1～10ページをご参照ください。

- ・前年度と変更がない場合も申告が必要です。
- ・償却資産をお持ちでない場合や、廃業・事業継承・事務所移転等があった場合も、その旨を備考欄に記入の上ご提出ください。

【お問い合わせ先・提出先】

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

小城市役所 税務課 資産税係 償却資産担当

TEL : 0952-37-6103

目次

1. 償却資産とは	
(1) 償却資産とは	1
(2) 減価償却と償却資産の違い	2
(3) 償却資産の範囲と種類	2～5
2. 償却資産の申告について	
(1) 申告していただく方	5
(2) 申告期限	5
(3) 提出書類	5
(4) 電子申告のご利用について	5～6
(5) 申告にあたっての注意点	6
(6) 税額等の算出方法について	7～8
3. 申告の対象となる償却資産と耐用年数の例	
(1) 申告対象となる主な償却資産（種類別）	8
(2) 申告対象となる主な償却資産（業種別）	9～10
(3) 大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分	10

1. 償却資産とは

(1) 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業や漁業をされている方など、事業者がその事業のために用いている建物附属設備、構築物、機械、工具・器具・備品などの資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

償却資産は、土地や家屋のように登記制度がないため、償却資産の所有者には地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在所有されている事業用の資産について、資産が所在する市町村への申告が義務付けられています。

(2) 減価償却と償却資産の違い

減価償却・・・事業用として取得した資産を、確定申告の際に複数年にわたって収入から差し引くために**経費**を計算すること

償却資産・・・固定資産税の**課税対象**の一つで、事業用として用いられている資産

※減価償却では、耐用年数が過ぎて備忘価格の1円になった資産を減価償却資産明細から削除される方もいますが、償却資産は**所有されている限り固定資産税の課税対象となる**ため、申告していただく必要があります。その他主な違いは**表1**のとおりです。

表 1

項目	国税（減価償却）の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	建物は定額法、それ以外の資産は定率法・定額法どちらかの選択制度	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳制度	あり	なし
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	あり	なし
評価額の最低限度	備忘価格（1円）	取得価格の100分の5
改良費	原則区分評価	区分評価

(3) 償却資産の範囲と種類

○固定資産税の対象となる資産

- ・土地及び家屋以外の事業の用に供する事が出来る資産
- ・その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む）
- ・鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないもの
- ・自動車税の課税客体となる自動車及び軽自動車税の課税客体となる軽自動車等でないもの

○固定資産税の対象とならない資産

- ・土地及び家屋として固定資産税が課される資産
- ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満で一時に損金算入しているもの
- ・取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの

- ・鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産、繰延資産
- ・自動車税の課税客体となる自動車及び軽自動車税の課税客体となる軽自動車等
- ・牛、馬、果樹その他の生物（観賞用、興業用その他これらに準ずる用に供する生物を除く）

◎このような資産も、申告していただく必要があります。

- ・償却済資産（耐用年数が過ぎているが現に事業の用に供し得る資産）
- ・簿外資産（会社の帳簿には記載されていないが現に事業の用に供し得る資産）
- ・遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われており現に事業の用に供し得る資産）
- ・未稼働資産（既に完成しているがまだ稼働していない現に事業の用に供し得る資産）
- ・建設仮勘定で経理されている資産のうち、1月1日（賦課期日）現在で現に事業の用に供し得る資産
- ・修理等の改良費のうち、資本的支出としたもの
- ・取得金額が30万円未満の資産で、少額減価償却資産の取得価額の必要経費・損金算入の特例を適用した資産（※表2参照）

表2

取得価額	償却方法	個別に減価償却	少額減価償却資産 (※)	一括償却資産	一時損金算入
10万円未満		○	○	×	×
10万円以上 20万円未満		○	○	×	
20万円以上 30万円未満		○	○		
30万円以上		○			

○＝申告対象 ×＝申告対象外

◎建築設備における償却資産と家屋の区分

建物には建築設備が取り付けられていますが、固定資産税ではそれらを家屋と償却資産に区分して評価します。また、家屋の所有者と設備等の設置者・所有者の所有関係によって申告する必要があるかどうか異なります。家屋の所有者と設備等の設置者・所有者の所有関係が異なる場合とは、賃借ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が、自らの事業を営むために建築設備や内装工事などを設置された場合を指します。次のような場合により、申告が必要か不要かを判断します。

- ・区分が家屋であり、設置者が所有者と同じ場合
⇒償却資産申告の対象とはなりません。
- ・区分が家屋であり、設置者が所有者と異なる場合
⇒設置者での申告が必要です。
- ・区分が設備等である資産で、家屋と設備等の設置者・所有者が同じ場合
⇒家屋の所有者での申告が必要です。

- ・区分が設備等である資産で、家屋と設備等の設置者・所有者が異なる場合
⇒設備等の設置者・所有者での申告が必要です。

※具体的な例は、[表3](#)をご参照ください。

表 3

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却	家屋	償却	
外構工事等	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）、アスファルト舗装、コンクリート舗装		○		○	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○	
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備等		○		○	
	照明器具設備	屋外設備一式			○		○
		屋内設備一式	○				○
	電力引込設備	引込工事		○		○	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			○		○
		上記以外の設備	○				○
	電話設備	電話機、交換機等の機器			○		○
		配管、配線、端子盤等	○				○
	LAN 設備	設備一式		○		○	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			○		○
		配管、配線等	○				○
	監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等			○		○
		配管、配線等	○				○
避雷設備	設備一式	○				○	
火災報知設備	設備一式	○				○	
給排水設備	給排水設備	屋外設備、引込工事等		○		○	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）			○		○
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房等）、中央式給湯設備	○				○
衛生設備	ガス設備	屋外設備、引込工事等		○		○	
		屋内の配管等	○			○	
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			○	
消火設備	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○		○	
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			○	

空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）		○		○
		上記以外の設備	○			○
	換気設備	換気設備	○			○
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		○		○
		エレベーター、エスカレーター等	○			○
	厨房設備	サービス設備（飲食店・ホテル等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	その他	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切り（衝立）、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○		○

2. 償却資産の申告について

（1）申告していただく方

小城市内において事業を行っている方で、毎年1月1日（賦課期日）現在、事業用の償却資産を所有している方です。

※次の場合も申告が必要です。

- ・前年度において税金がかかっていない（課税標準額が150万円未満）場合や、本年度税金がかからないと思われる場合
- ・前年度と資産の所有状況が変わらない場合⇒備考欄に、『増減なし』『該当資産なし』等をお書きください。
- ・廃業、解散、転出をされた場合⇒備考欄にその旨をご記入ください。

（2）申告期限

申告書の提出期限は、毎年1月31日（休日の場合は翌平日）です。

期限近くは窓口が大変混雑します。お早めにご提出くださいますよう、ご協力をお願いします。

（3）提出書類

- ・償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- ・種類別明細書
- ・非課税、特例対象の資産をお持ちの場合、非課税申請書若しくは特例申請書

(4) 電子申告のご利用について

インターネットを利用した償却資産の電子申告（地方税ポータルシステム・エルタックス）でも申告を受け付けます。申告データの作成方法や利用方法については、下記までお問い合わせいただくか、エルタックスホームページをご覧ください。

eLTAX（エルタックス） お問い合わせ先

eLTAX ヘルプデスク 電話 0570-081459（つながらない場合は、03-5500-7010）

【受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日・年末年始除く）】

eLTAX ホームページ <http://www.eltax.jp/>

(5) 申告にあたっての注意点

・取得価額について

償却資産の取得価額は、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃や荷役費、運送保険料などの付帯費も含まれます。税込か税抜かは、確定申告や決算の経理方式に合わせて申告してください。また、固定資産税では圧縮記帳は認められていないため、圧縮前の取得価額で申告をお願いします。

・耐用年数について

耐用年数は、法人税又は所得税申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。耐用年数が分からない場合は、下記国税庁耐用年数確認ページをご参考ください。

※耐用年数が分からないと税額等の算出ができないため、必ずご記入下さい。

○国税庁 耐用年数確認ページ（『国税庁 耐用年数』で検索！）

https://www.keisan.nta.go.jp/survey/publish/34255/faq/34311/faq_34353.php

・非課税となる資産を取得された場合

地方税法第 348 条第 2 項に該当する償却資産は非課税となりますが、償却資産の申告は必要です。非課税申請書の提出をお願いします。

・課税標準の特例を受ける資産を取得された場合

地方税法第 349 条の 3 および同法附則第 15 条各項に該当する償却資産を取得された場合は、その旨を証する書類の写しを添えてご申告ください。

(例) 太陽光発電設備

経済産業省からの設備認定通知書、電力需給契約書の写し

(6) 税額等の算出方法について

償却資産の税額等の算出方法は下記のとおりです。

$$\text{税額 (100 円未満切り捨て)} = \text{評価額 (1,000 円未満切り捨て)} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

※評価額とは・・・

それぞれの資産の耐用年数に応じた減価率（※表4参照）を用い、毎年1月1日（賦課期日）現在の価格を評価したもの。評価額の算出方法は下記の通りです。

- ・前年中に取得された資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times A^* \quad *A = 1 - \text{減価率}(r) / 2$$

- ・前年前に取得された資産

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times B^* \quad *B = 1 - \text{減価率}(r)$$

表 4

耐用年数	耐用年数に応じる減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応じる減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)			前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924

- ▶計算した評価額が取得価額の5%以下だった場合は、取得価額の5%で税額を計算します。
- ▶免税点…評価額の合計が150万円未満の場合は課税されません。
- ▶耐用年数が30年以上の資産の減価率についてはホームページをご参照ください。

※※ご注意ください※※

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第 386 条の規定により過料を科されるほか、同法第 368 条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合は、同法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがあります。

無申告者に対しても、前回申告と同様の償却資産があるものとみなして課税を行います。

なお、平成 18 年度から地方税法第 354 条の 2 の規定により国税資料の閲覧が可能となったため、国税資料等に基づき推計課税を行う場合があります。

3. 申告の対象となる償却資産の例

(1) 申告対象となる主な償却資産（種類別）

種類	種類の名称	課税対象となる償却資産の例（事業用の資産に限る）
第 1 種	構築物	構築物 構内舗装、駐車場舗装、門、塀、フェンス、広告塔、緑化施設、屋外給排水管、屋外排水溝 など
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、内部造作（貸借人によるものに限る）など
第 2 種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、旋盤・溶接加工機械、クレーン等土木建設機械 など
第 3 種	船舶	漁船、客船、ボート、巻上機、GPS、漁網、いけす など
第 4 種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
第 5 種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、その他運搬車（自動車税、軽自動車税の対象とならないもの）、鉄軌道用車両 など
第 6 種	工具、器具及び備品	ロッカー、応接セット、テレビ、冷暖房器具、冷蔵庫、コピー機、パソコン、ファクシミリ、陳列ケース、自動販売機、電話機、看板、ネオン、金庫、レジスター、取付工具 など

(2) 申告対象となる主な償却資産（業種別）

業種	償却資産の具体例
各業種共通	外構工事（駐車場舗装、門、塀など）、受変電設備、緑化施設、看板、広告塔、外灯、監視制御装置、ロッカー、エアコン、テレビ、パソコン、コピー機、レジスター、金庫 など
事務所	駐車場舗装（アスファルト、コンクリート）、看板、応接セット、ロッカー、エアコン、テレビ、パソコン、コピー、金庫 など
小売業	陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、レジスター など
喫茶店・飲食店	接客用テーブル・イス、カウンター、厨房設備、室内装飾品、冷蔵庫、冷凍庫、食器洗浄機、電子レンジ など
製パン・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー など
工場・作業所	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、など
建設業	大型特殊自動車、ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター など
印刷業	各種印刷機、製版機、裁断機 など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、サインポール など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、ミシン など
病院・診療所	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用椅子 など
旅館・ホテル業	ステレオ、ガスレンジ、厨房設備、洗濯設備、調光設備、客室備品、カラオケセット、自動食器洗浄機 など
貸駐車場	駐車装置、アスファルト舗装、フェンス、証明等電気設備、料金計算装置 など
不動産賃貸業 （アパート、貸家、貸店舗など）	外構工事（駐車場舗装、門、塀、フェンスなど）、屋外給排水設備、緑化施設、自転車置き場 など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量機、地下タンク、リフト、独立キャノピー、照明設備 など
自動車整備業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、タイヤチェンジャー、コンプレッサー、ジャッキ、溶接機、構内舗装 など
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、両替機、玉貸し機、還元機、島設備、看板、ネオンサイン など
カラオケ店	カラオケセット、接客用家具、駐車場設備、照明設備 など

ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集球設備、照明設備、レジスター など
農業	田植機（歩行用）、管理機（歩行用）、稲刈機、脱穀機、肥料散布機、整形機、ショベルローダー、テンパリング、ライスグレーダー、ビッグホッパー など <u>※トラクター、コンバイン、乗用管理機、田植機（乗用）は軽自動車税の対象のため申告不要です。</u>
漁業	漁船、角船、漁船エンジン、レーダー、サイドスラスター、油圧クレーン、攪拌機、 ^{かくはん} 押しぼり機、GPS、巻上機、漁網、いけす、ユニッククレーン など
太陽光売電事業	太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、フェンス、アスファルト舗装 など

◎大型特殊自動車と小型特殊自動車の区別

特殊自動車とは、特殊な用途のために特殊な形状構造をした自動車のことをいいます。一般的には、作業機を取り付けた車両で、走行や運搬よりもその作業機を使うことが目的の自動車のことをいい、大型特殊と小型特殊に分類されます。大型特殊自動車は、分類番号が『0、00 から 09 及び 000 から 099』または『9、90 から 99 及び 900 から 999』の車両です。

次にあげる要件を1つでも満たす場合は大型特殊自動車となりますので、償却資産の申告が必要です。

①一般用・建設用（例：ショベルローダ、タイヤローラなど）

- ・車両の長さが 4.70m を超えるもの
- ・車両の幅が 1.70m を越えるもの
- ・車両の高さが 2.80m を超えるもの
- ・最高速度が毎時 15 km より速いもの

②農耕作業用（大きさの要件はなく最高速度で分類されます）

（例：トラクター、コンバインなど）

- ・最高速度が毎時 35 km 以上のもの

※小型特殊自動車は、軽自動車税の対象となるため償却資産の申告は必要ありません。

小型特殊自動車をお持ちで、まだナンバーをつけられていない方は車両の登録が必要ですので、小城市役所税務課までご連絡ください。